

議案第34号

読谷村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

読谷村固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年読谷村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の読谷村固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

令和5年6月13日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實